5.那賀圏域拠点整備図（必要な機能）

地域生活支援拠点等整備図【那賀圏域】

面的整備型

相談

①相談機能

➡指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所で対応。
各相談支援事業所への研修やSVは、基幹相談支援センターが担う。

・指定特定・障害児相談支援事業所
15事業所（岩出市　４事業所、紀の川市　10事業所）
・委託相談支援・基幹相談支援
岩出障害児者相談・支援センター（岩出市）
麦の郷紀の川生活支援センター（紀の川市）

調整・連携

②緊急時の受け入れ・対応

➡緊急時の受け入れ機関に対する調整は、指定特定(障害児)相談支援事業所や委託相談支援事業所が調整。ただし、調整が困難な場合は、市と基幹相談支援センターにコーディネート（調整）を依頼。この場合、調整受付は虐待対応のスキームを基本とした24時間受付を市で行い、必要に応じて速やかに基幹相談支援センターと協議を行う。

（例）
・「短期入所施設」（R3.3.1現在）　※圏域内
岩出市　　２事業所
紀の川市　　５事業所
その他（介護サービス施設）
社会福祉法人　皆楽園（緊急受入協定締結）

調整・連携

⑤地域の体制づくり

➡那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、支援体制全体を調整する。また、支援困難事例についての課題検討を通じ、地域課題の明確化・情報共有等行う。

・コーディネート機関
那賀圏域障害児・者自立支援協議会
・基幹相談支援センター
岩出障害児者相談・支援センター
麦の郷紀の川生活支援センター
・指定特定相談支援事業所
岩出市　４事業所・紀の川市　10事業所
・医療との連携
那賀圏域医療と介護の連携推進会議（岩出保健所）

調整・連携

③体験の機会・場

➡地域移行支援や親元からの自立等にあたり、共同生活援助（GH)等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供。

・グループホーム（共同生活援助）
7カ所（岩出市　2カ所、紀の川市　５カ所）

④専門的人材確保・養成

➡自立支援協議会を中心に、事業所に対する研修会やSV、ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ支援を実施。
医療的ケアが必要な児童に対する支援体制を協議する場として、自立支援協議会にサブ部会として「医療的ケア児支援連携会議」を設置。

・那賀圏域障害児・者自立支援協議会
就労支援部会、精神障害専門部会
防災部会、人材育成部会（相談支援サブ部会）、
こども部会（放課後等ﾃﾞｨｻｰﾋﾞｽ事業所連絡会、医療的ケア児支援連携会議）